

## 海外ビジネスリスク入門

### ～外国公務員贈賄規制と独占禁止法について～

梅田総合法律事務所 弁護士 沢田 篤志

弁護士 西口 健太

弁護士 松本 健男

#### ▶ POINT

- ① 海外ビジネスにおいては、日本との法制度や文化の違い等の要因から生じる、思いもよらないようなリスクが存在します。
- ② 外国の公務員への贈賄や海外の独禁法違反などにより、日本企業に対して100億円を超える巨額の罰金が科されたり、関与した役員、従業員等が外国での禁固刑を科された事例が多数あります。
- ③ 中小企業の進出先となることが多い東南アジア等の新興国における贈賄やカルテルについて、それらの国の法律だけでなく、米国やEUの法律が適用されることがあり、要注意です。

#### 1 はじめに

近年、グローバル化がますます進展し、多くの企業が既に海外と何らかの形で関わりを持っているものと思われます。もっとも、海外進出には、多くのチャンスがある一方で、日本では考えにくいような法的リスクも存在します。このようなリスクの原因としては、日本との法制度、文化、言語の違いや、日本の本社からの物理的な距離など、様々な事情が挙げられます。

一例を挙げると、現代の日本の感覚からすると考えにくいことですが、一部の新興国では、公然と公務員から「袖の下」を要求されることが現実に起こります。このような国では、企業が「ビジ

ネスの潤滑油」などと称して贈賄に関与する可能性が出てきますが、そのような行為には、摘発されて、巨額の罰金や、関与した従業員等に対する禁固刑等を科されるリスクが伴います。

本稿では、海外ビジネスにおけるリスクのうち、近年重要性を増してきている外国公務員贈賄規制、そして、代表的なリスクである独占禁止法を取り上げ、リスクの概要と対策を、簡潔にご紹介します。

## 2 外国公務員贈賄規制

### (1) 贈賄規制のリスクの概要

海外ビジネスにおいて、近年、対処の必要性を増しているのが、外国公務員贈賄規制、すなわち企業などが外国の公務員に贈賄を行うことを禁止・処罰する法制度です。

新興国、特にアフリカ諸国や東南アジア、南米などの地域では、汚職がなお多く残っています。このような現状をふまえ、世界的に外国公務員への贈賄に対する取り締まりが強化されてきており、近時、多くの日本企業を含む企業が摘発され、巨額の罰金等を科されています。

### (2) 贈賄規制の特徴

#### ア 米国による積極的な摘発

外国公務員への贈賄に対しては、米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA)、英国の贈収賄防止法 (UKBA)、日本の不正競争防止法<sup>1</sup>、その他各国の贈賄規制が適用される可能性があります。とりわけ、FCPA に関しては、米国の執行当局が近年、摘発に力を入れており、以下の表のとおり<sup>2</sup>、日本企業も 2011 年以降毎年摘発されているため、注意が必要です。

年	業種	行為地	罰金額等
2011	建設業	ナイジェリア	罰金 2 億 1880 万ドル
2012	商社	ナイジェリア	和解金 5460 万ドル
2013	製造業	中南米	罰金 2800 万ドル(米国独禁法違反の罰金含む。従業員に 24 か月の禁固刑、8 万ドルの罰金)
2014	商社	インドネシア	罰金 8800 万ドル
2015	電機・インフラ	南アフリカ	民事制裁金 1900 万ドル
2016	製造業	中南米	和解金 2280 万ドル

#### イ FCPA の特徴

FCPA の特徴は、外国公務員への贈賄行為の一部を米国内で行った場合や、米国企業の贈賄行為をほう助した(手伝った)場合等にも適用できる点にあります。例えば、日本企業が(米国の公務員ではなく)アフリカ諸国や東南アジアの公務員へ賄賂を贈る過程で米国の銀行口座が経由された場合にも、FCPA の適用の可能性があります。このような特徴により、米国以外の新興国での贈賄に対しても同法が適用されているのです。

<sup>1</sup> 日本企業が外国公務員に対して贈賄を行った場合、日本の不正競争防止法が適用されることがあり、有罪判決の事例が複数あります。また、英国の UKBA についても、広い範囲で適用される可能性があります。

<sup>2</sup> NPO 法人トランスペアレンシー・ジャパンのサイトを参照 <http://www.ti-j.org>

#### ウ FCPA 違反の制裁

上の表で分かるとおり、FCPA 違反に問われた場合、罰金・民事制裁金の額が極めて高額になる可能性があります。

また、FCPA その他の贈賄規制の違反に問われた場合、政府機関からの取引停止等の処分が下される可能性もあります。さらに、関与した従業員等が米国等の刑務所での禁固刑が科されることがあります。

### (3) 贈賄規制に対する実務対応

このように、贈賄規制違反のリスクは極めて大きいため、海外、特に贈賄事案の発生リスクの高い新興国に進出する企業は、対策をとる必要があります。具体的には、贈賄を防止するための仕組み(コンプライアンス体制)の構築が必要です。

ここで重要なのは、利益の獲得のためであっても贈賄等の不正な手段をとることは許さないことを経営トップ自らの姿勢・メッセージとして示すこと、基本方針やマニュアルを作成して教育すること、そして、それぞれの事業拠点や業務行為について贈賄リスクの高低を吟味しリスクが高い拠点等について重点的に対策をとることです。公務員との会食などのリスクがひそむ行為についての承認・チェックの手続等を整備することも考えられます。

## 3 独占禁止法(競争法)

### (1) 海外における独禁法のリスクの概要

海外ビジネスにおける重要なリスクの一つが、独禁法(競争法などとも言います)違反のリスクです。独禁法違反行為としては、競合他社と合意して商品・サービスの値段を釣り上げる価格カルテルなどが代表的です。

とりわけ、米国の独禁法や、EUの競争法については、これまで多くの日本企業が巨額の罰金等を科されており、摘発を受けた場合の金銭的な負担は非常に大きいものになりがちです。しかも、米国独禁法やEU競争法は、日本や東南アジア等で生産された製品に関する価格カルテルなどについても適用される可能性があり、思わぬところで摘発されることがあります。

#### ※メモ・新興国の独禁法※

海外の独禁法といえば、米国独禁法やEU競争法がフォーカスされることが多いですが、近年、中国やインド、ブラジル、南アフリカ等の新興国においても独禁法が積極的に運用されています。実際に日本企業が高額の罰金等を科される事例も出てきているため、今後は、中国その他の新興国の独禁法にも要注意です。

### (2) 海外における独禁法の特徴

#### ア 極めて多額の罰金等

海外における独禁法、特に米国独禁法及びEU競争法違反による罰金等は、日本の独禁法違反の課徴金と比較して、極めて多額になる傾向があります。米国独禁法違反により高

額の罰金を科された日本企業を、罰金額の高い順に抜粋すると次のとおりです<sup>3</sup>。

年	対象	罰金額
2012	A社	4.7億ドル
2014	B社	4.3億ドル
2011	C社	2.0億ドル
2013	D社	2.0億ドル
2013	E社	1.9億ドル

また、米国において特に顕著ですが、企業が執行当局により罰金等を科された後に、消費者等から、「価格カルテルにより高い商品を購入させられ、損失を被った」などとして民事訴訟を提起されることが多くみられ、その損害賠償額も大きな額になります。弁護士費用を含む訴訟費用も高額になりがちです。

#### イ 個人への罰金、禁固刑

米国独禁法に違反した場合、関与した役員や従業員等個人に対して罰金や禁固刑が科される可能性があります。あまり知られていませんが、現在も多数の日本人が独禁法違反により米国の刑務所で服役しているとされており、この点も深刻なリスクの一つです。

#### ウ 域外適用の可能性

注意が必要な点として、米国独禁法やEU競争法は、国境を越えた広い範囲で適用される可能性があることが挙げられます。

米国独禁法・EU競争法が適用されるのは、米国またはEUで価格カルテル等の違反行為を行った場合だけと思われがちですが、実はそうではありません。例えば、日本で自動車部品について価格カルテルを行ってその価格が釣り上げられ、それが自動車に組み込まれて、結果的に自動車の価格も高くなったとします。その自動車が米国やEUに輸出された場合、米国やEUの消費者が価格カルテルにより結果的に不利益を被ったとして、そのカルテルについて、米国独禁法違反やEU競争法違反の責任を問われる可能性があるのです。

#### ※メモ・米国独禁法等が域外適用された事例※

自動車部品についての価格カルテルを行った日本企業数社に対して、日本の独禁法により総額約128億円、米国独禁法違反により総額約6億9000万ドル、そしてEU競争法違反により総額約1億4000万ユーロの罰金等が科された事案があります。

なお、この事案では、日本の独禁法違反に関し、内部統制構築義務違反により「リニエンシー」<sup>4</sup>（独禁法違反を自主申告し、課徴金の減免を受ける制度）を利用する機会を逃したとして、株主代表訴訟が提起され、元役員らが会社に対して合計約5億2000万円を支払うという内容で和解が成立しています。リニエンシーの適切な利用が株主代表訴訟との関係でも重要であることが分かります。

<sup>3</sup> 米国司法省のホームページより。

<https://www.justice.gov/atr/sherman-act-violations-yielding-corporate-fine-10-million-or-more>

<sup>4</sup> リニエンシーの制度の内容は国により異なりますが、共通するのは、基本的に早い者勝ちの制度だということです。米国独禁法を例に挙げると、第1番目にリニエンシーを申請した企業は一定の条件を満たせば刑事訴追されません。

### (3) 海外の独禁法に対する実務対応

海外の独禁法違反への対策としては、違反行為を予防するとともに、万が一違反行為が行われてしまった場合にできる限り早期に発見・対処する仕組みを作ることが肝要です。

例えば、価格カルテルが行われやすい競合他社との会合に関するルール作り(事前の承認手続や議事録の作成等)、従業員等に対する研修、違反行為を早期発見するための内部通報制度を整備しておくことなどが考えられます。これらの対策が必要なのは日本国内においても同様ですが、海外では、内部通報制度を実効性のあるものにするため、現地採用の従業員のために通報窓口の言語対応を検討するなど、様々な工夫が必要になってきます。

## 4 終わりに

今回は外国公務員贈賄規制と独禁法について取り上げましたが、海外ビジネスにおいては、その他に、M&A や海外子会社管理などについても、様々なリスクがあります。とはいえ、海外には日本国内にはないビジネスチャンスがありますし、今後もグローバル化はますます進展するものと予想されます。

そのため、海外ビジネスにおいてどのようなリスクがあるのか把握し、その内容・程度に応じてあらかじめ対策を講じたうえで、グローバル化に対応していくことが重要です。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール([newsletter@umedasogo-law.jp](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp))でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

平成27年8月に六代目山口組から分裂して結成された神戸山口組が、今月上旬に分裂して新たな暴力団が結成されたとの報道がなされており、大規模な抗争に発展しないか不安な状態が続いています。

平成19年に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を公表し、その後、各自治体で暴力団排除条例が制定されて以降、暴力団の勢力は弱まってはいますが、今でも、企業等が暴力団等の反社会的勢力から不当要求を受けたり、反社会的勢力に乗っ取られるような事例が散見されます。反社会的勢力の対策として重要になるのは速やかな関係遮断です。特に、社会の目が厳しくなっている昨今では、関係を遮断できずにいると、その企業自体が反社会的勢力の関係会社とみなされるおそれがあり、企業の社会的信用が著しく低下してしまいます。

反社会的勢力が忍び寄ってきても速やかに関係を遮断できるように、契約書に暴力団排除条項を設けたり、不当要求を受けた場合の対応を想定するなど、日頃からの準備が大切です。

(弁護士 古賀健介)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER